

事業者排出量削減報告書

| | | | | | | | |
|--|--|--|---|----------------|----------------|----------------|-------------|
| （宛先）京都市知事 | | 平成25年 6月28日 | | | | | |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 兵庫県尼崎市東本町1丁目50番地 | | 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） ユニチカ株式会社 代表取締役社長 安江 健治 電話 06-6281-5221 | | | | | |
| 主たる業種 | ナイロン樹脂、フィルムの製造 | | | | 細分類番号 | 1 9 2 1 | |
| 事業者の区分 | 京都府地球温暖化対策条例施行規則 | | <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号 | | | | |
| 計画期間 | 平成23年4月から平成26年3月まで | | | | | | |
| 基本方針 | 省エネルギー前年度1%の効率削減、リサイクルの推進、環境マネジメントシステムの導入によりCO2削減を目指す。 | | | | | | |
| 計画を推進するための体制 | 事業所長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、進捗管理システムを構築する。 | | | | | | |
| 温室効果ガスの排出の量 | 温室効果ガスの排出の量 | 基準年度 (20~22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 増減率 | |
| | 事業活動に伴う排出の量 | 262,822.3 トン | 263,896.4 トン | 258,859.0 トン | トン | -0.6 パーセント | |
| | 評価の対象となる排出の量 | 268,601.8 トン | 263,896.4 トン | 258,859.0 トン | トン | -2.7 パーセント | |
| 実績に対する自己評価 | | 生産量が安定し、温室効果ガスの排出量を削減できた。 | | | | | |
| 原単位当たりの温室効果ガス排出量等 | 事業の用に供する建築物の用途 | 原単位の指標 | 基準年度 (22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 増減率 |
| | 工場 | 事業活動に伴う排出の量 (延床面積) | 1.23 | 1.24 | 1.21 | | -0.41 パーセント |
| | | 事業活動に伴う排出の量 () | | | | | パーセント |
| 実績に対する自己評価 | | 生産量が増加し、温室効果ガスの排出量を削減できなかった。 | | | | | |
| 重点的に実施する取組の実施状況 | | 基準年度 (22)年度 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 備考 | |
| | | 61.0 トン | 71.0 トン | 71.0 トン | | | |
| 具体的な取組及び措置の内容 | (23)年度 | 不要箇所の証明消灯の徹底。省電力化照明器具、省エネタイプの設備に変更への準備 | | | | | |
| | (24)年度 | 不要箇所の証明消灯の徹底。省電力化照明器具、省エネタイプの設備に変更。 | | | | | |
| | (25)年度 | | | | | | |
| 通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置 | 措置の内容 | 毎月のノーマイカーデー実施。 | | | | | |
| | 上記の措置を実施した結果に対する自己評価 | ノーマイカーデー実施日は、年平均で10.5%の削減。 | | | | | |
| 森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量 | 区分 | 第1年度 (23)年度 | 第2年度 (24)年度 | 第3年度 (25)年度 | 備考 | | |
| | 森林の保全及び整備によるもの | トン | トン | 0.0 トン | | | |
| | 府内産の木材の利用によるもの | トン | トン | 0.0 トン | | | |
| | 再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの | トン | トン | 0.0 トン | | | |
| | グリーン電力証書等の購入によるもの | トン | トン | 0.0 トン | | | |
| | 温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの | トン | トン | 0.0 トン | | | |
| 合計 | | 0.0 トン | 0.0 トン | 0.0 トン | | | |
| 地球温暖化対策に資する社会貢献活動 | 地域の美化清掃活動への参加（クリーン活動）年3回 | | | | | | |
| 特記事項 | ガスタービン発電設備の導入、約39%のCO2削減（平成16年） 従業員への環境教育（ISO14001、平成13年より） | | | | | | |

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。